

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 29日

静岡県知事
川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県磐田市東貝塚1578番地

氏 名 NTN株式会社 磐田製作所

磐田製作所長 賀茂 邦男

電話番号 0538-37-8000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	NTN株式会社 磐田製作所
事業場の所在地	静岡県磐田市東貝塚1578番地
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	はん用機械器具製造業
② 事業の規模	製品売上高 71,166百万円(2022年度3月期)
③ 従業員数	2,289人(2022年3月現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 排出物が特別管理産業廃棄物の対象であるか確認する。 ・ 特管物の対象の場合、保管場所、専用容器を用意し保管する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 再利用の活用検討を進める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 決められた保管場所に専用容器等にて保管する。 ・ 特に有害のものは施錠できる場所で管理する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 保管管理に問題が無いか定期的に構内巡視を行なう。 ・ 施錠できる場所での保管管理を継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃酸を場内排水処理場の中和工程で使用する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃酸の再利用を継続する。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

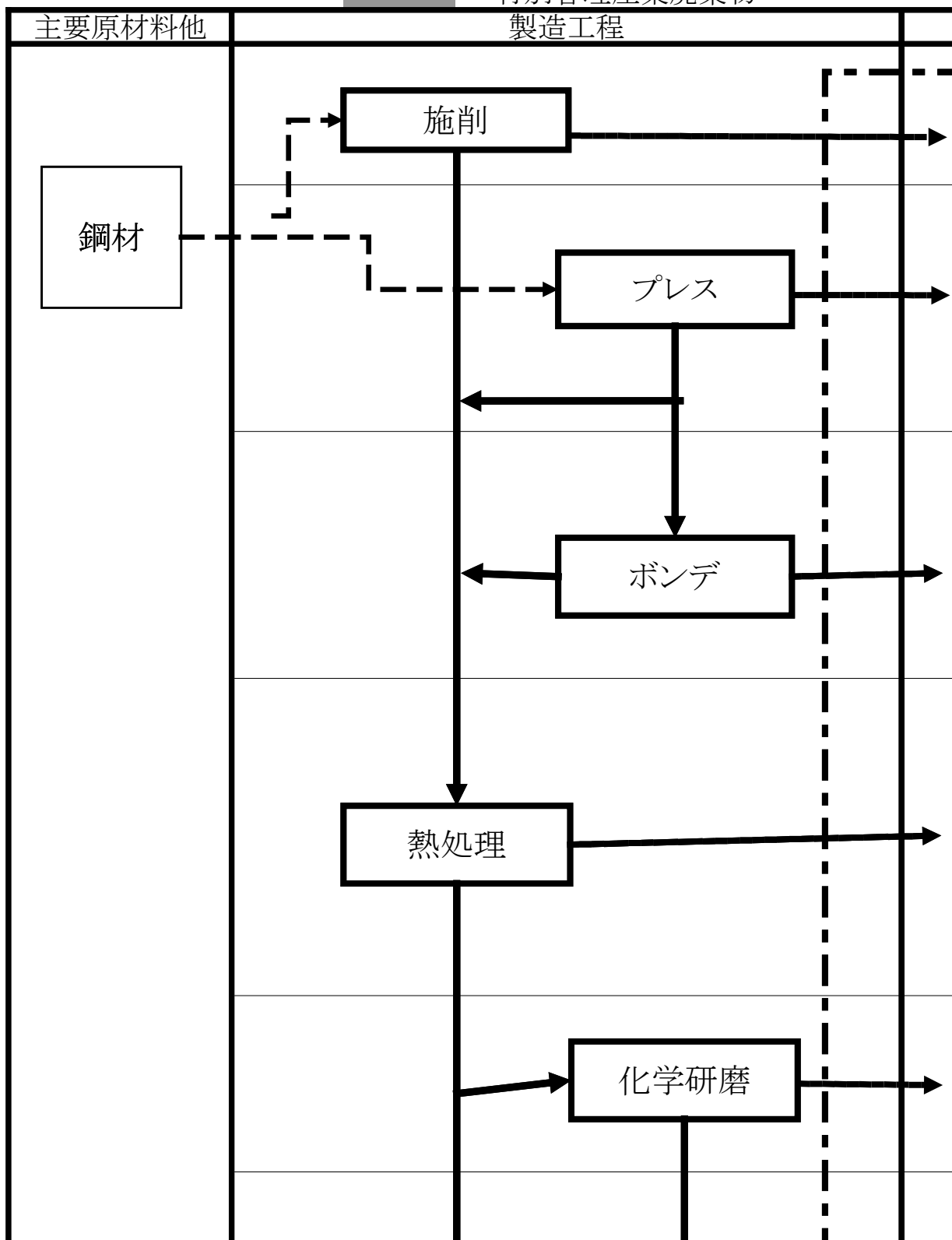
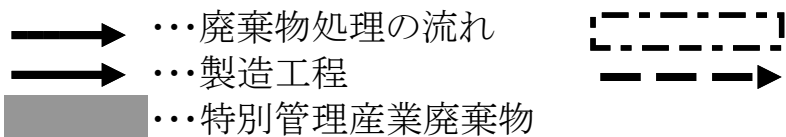
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者を優先して委託先として選定する。 ・優良認定処理業者も含め、委託先の処理業者への定期的な実地確認を実施する。 ・委託先の処理業者より許可証など最新情報を入手する。			

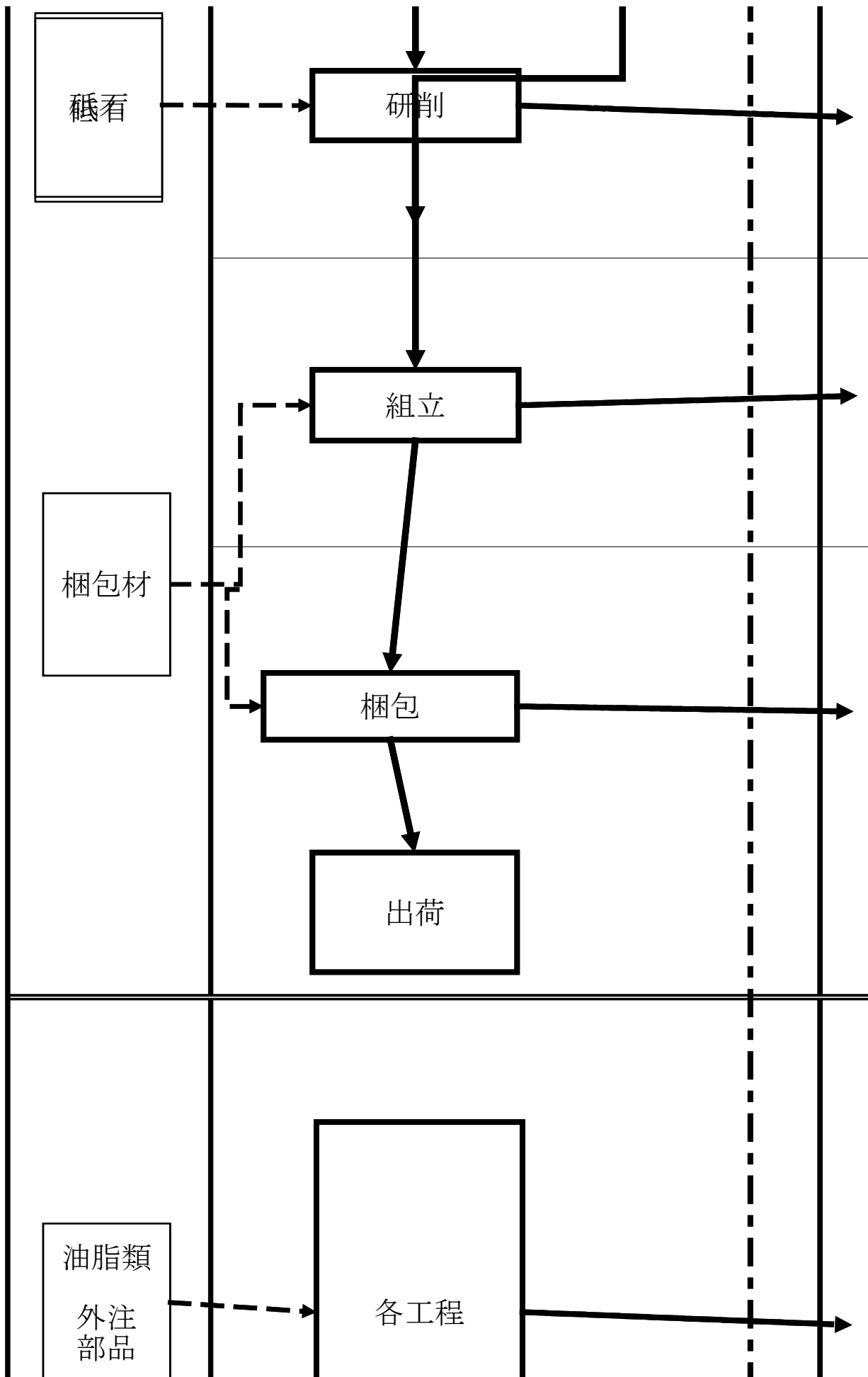
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の優良認定処理業者を優先して委託先として選定する。 ・ 優良認定処理業者も含め、委託先の処理業者への定期的な実地確認を実施する。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子マニフェストの運用を継続する。 		
※事務処理欄			

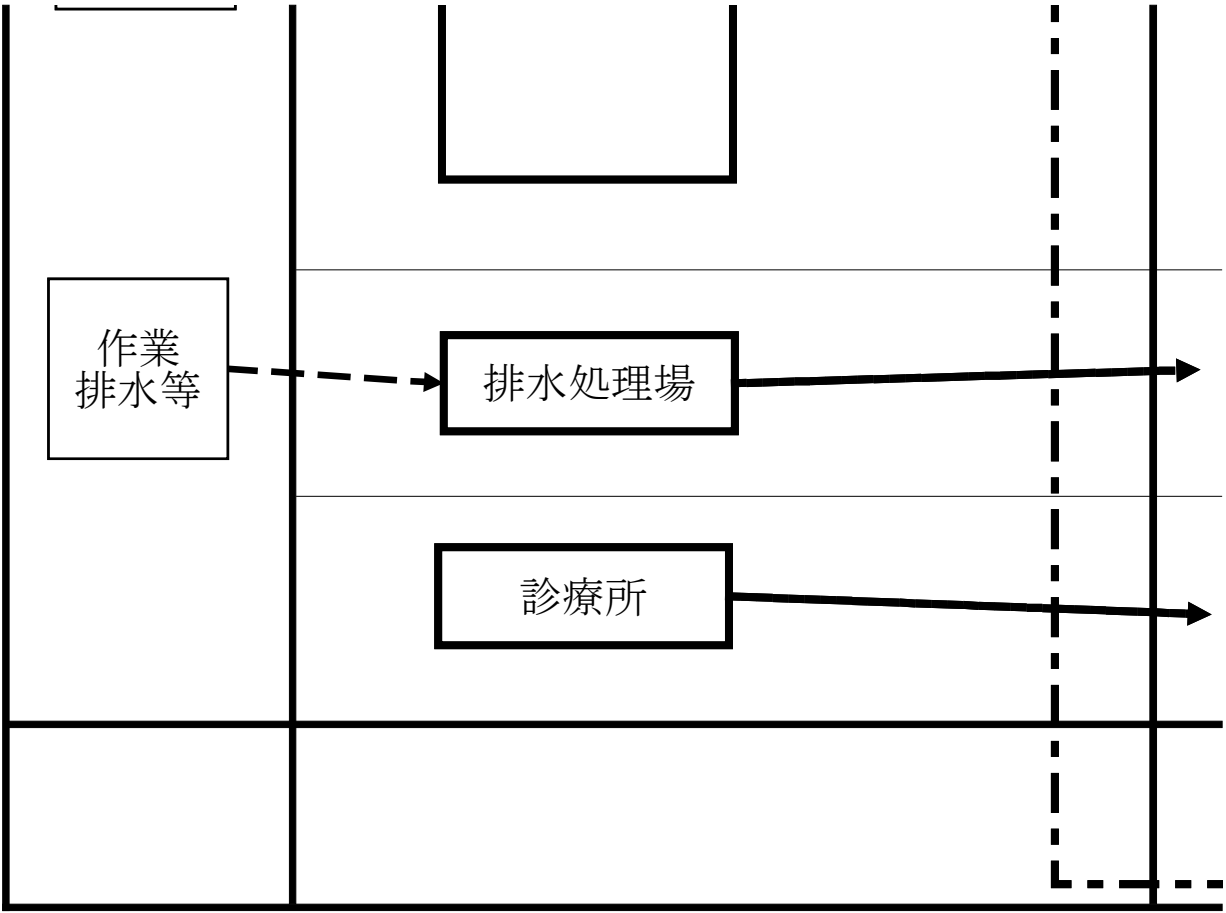
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

製造工程と廃棄物発生・処理







処理フロー図

…委託処分の範囲

…投入品

発生する廃棄物	処理内容(中間処理及び最終処分)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">廃油</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">油水分離施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">汚泥</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">焼却施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">廃油</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">脱水施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">強酸 廃酸</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">油水分離施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">汚泥</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">中和</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">汚泥</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">天日乾燥施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">廃油</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">脱水施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">がれき類</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">焼却施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">汚泥</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">油水分離施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">がれき類</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">破碎施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">汚泥</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">安定型埋立</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">汚泥</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">還元焙焼施設</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">汚泥</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">焼却施設</div>

汚泥	天日乾燥施設
廃油	油水分離施設
ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	破碎施設
廃油	焼却施設
廃プラスチック類	油水分離施設
	破碎施設
	圧縮・梱包施設
廃プラスチック類	破碎施設
	圧縮・梱包施設
	溶融固化施設
木くず	破碎施設
引火性廃油 廃アルカリ	油水分離施設
汚泥	破碎施設
廃油	固形燃料施設
廃プラスチック類	破碎施設
	圧縮・梱包施設

ガラス・コンクリート
・陶磁器くず

破碎施設

一般ごみ

焼却施設

汚泥

還元焙焼施設

廃油

油水分離施設

感染性廃棄物

焼却施設

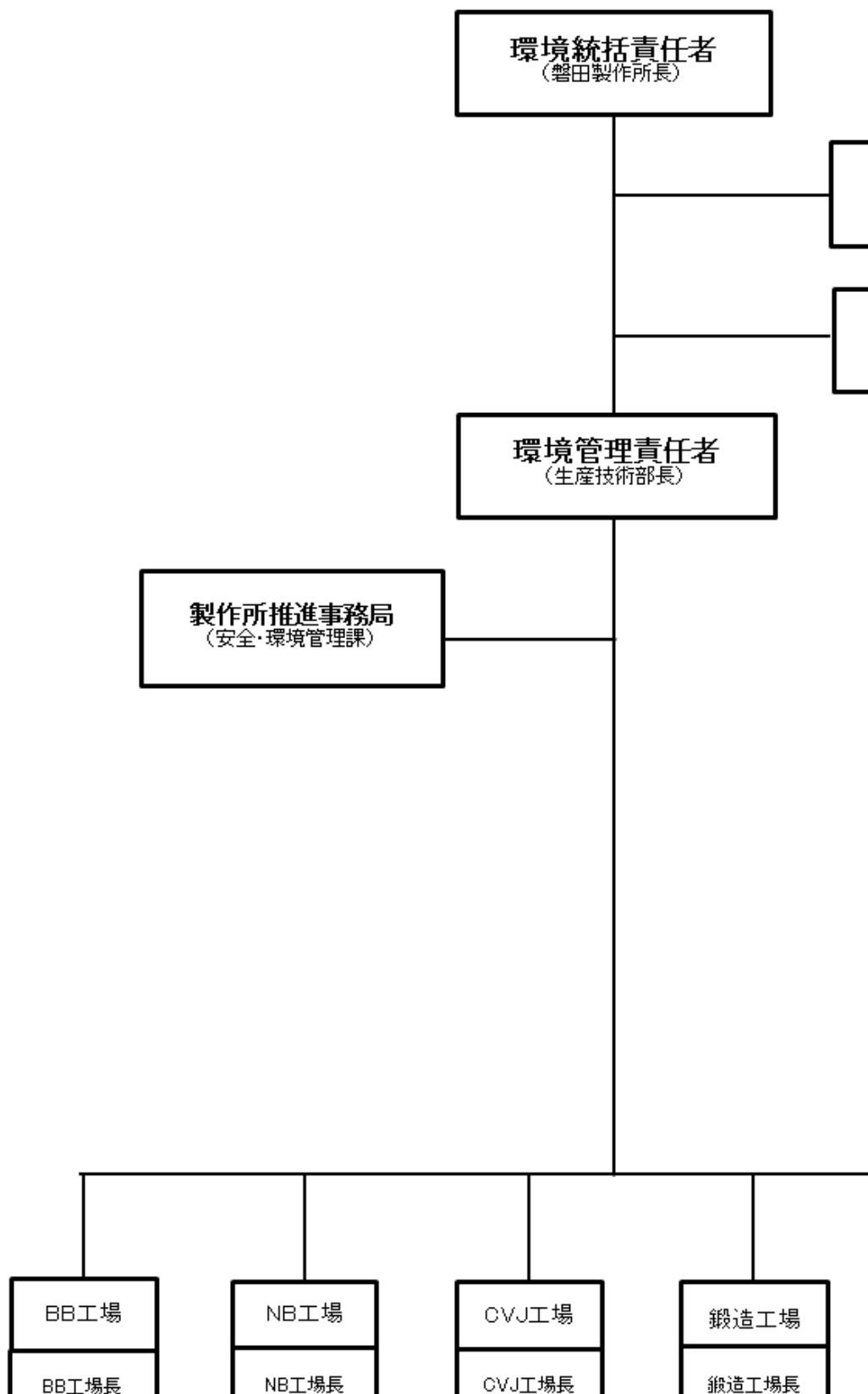
高濃度PCB

洗浄、分離、分解

低濃度PCB

焼却

2022年度 磐田事業所 環境管理



品質保証部(品質保証課)
環境推進スタッフ

もの造りセンター(生産技術課)
品質保証部(品質保証課)
環境推進スタッフ

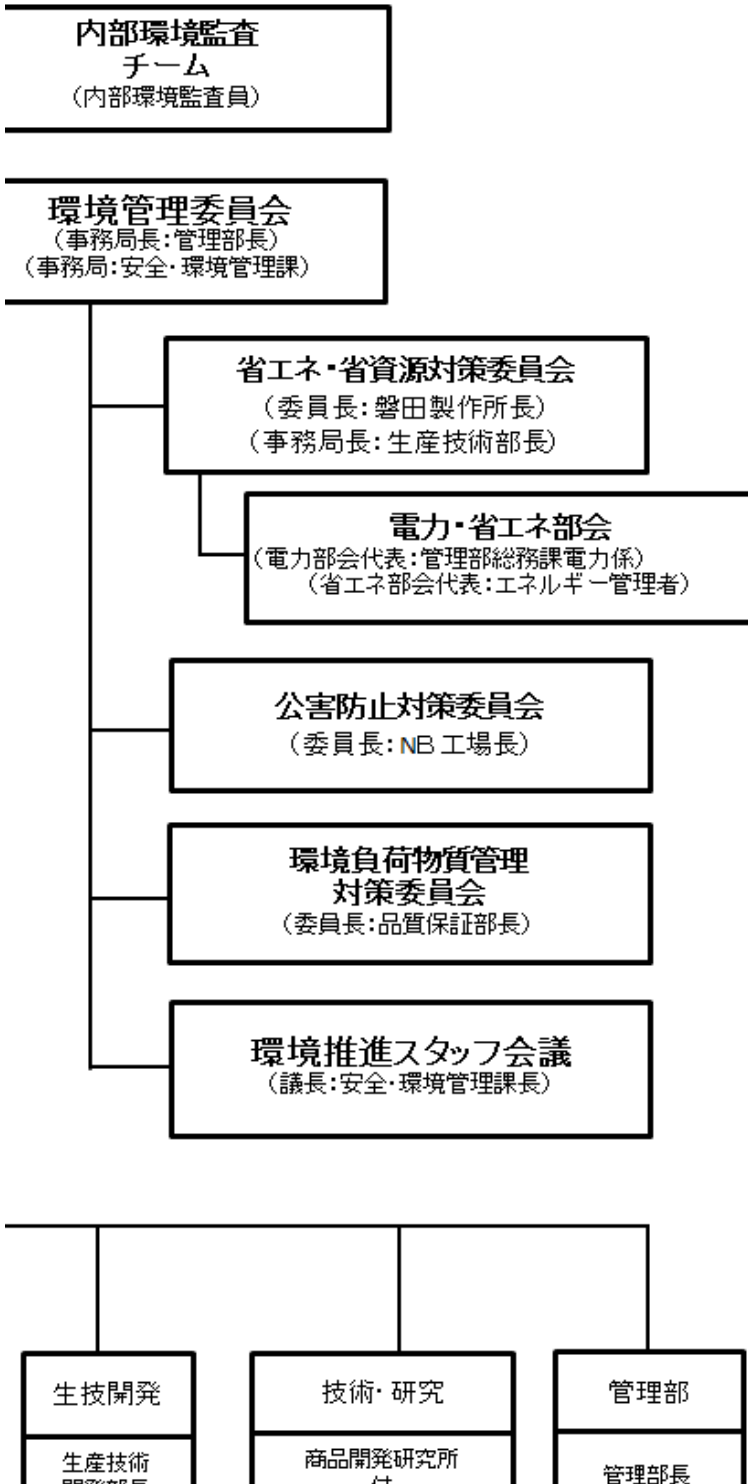
もの造りセンター(生産技術課)
品質保証部(品質保証課)
環境推進スタッフ

もの造りセンター(生産技術課)
品質保証部(品質保証課)
環境推進スタッフ

図)

組織図

2022年4月末時点



開発部長

生産技術開発本部
環境推進スタッフ

17

商品開発研究所
自動車軸受製品ユニット
情報企画部
CVJ製品ユニット
アक्सル製品ユニット
環境推進スタッフ
自動車用部品ユニット事業推進部

管理部

生産技術部企画推進課
品質保証部品質管理課
環境推進スタッフ

別紙3 第2面 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類		
①現状	【前年度(令和3年度実績)】	排出量
②計画	【目標(令和4年度)】	

別紙3 第3面 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類		
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	排出量
【前年度(令和3年度)実績】		
②計画(令和4年度)	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	

別紙3 第4面、第5面 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類		
①現状	⑩全処理委託量	排出量
	⑪優良認定処理業者への処理委託量	
	⑫再生利用業者への処理委託量	
	⑬認定熱回収業者への処理委託量	
	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
【前年度(令和3年度)実績】		
②計画	⑩全処理委託量	排出量
	⑪優良認定処理業者への処理委託量	
	⑫再生利用業者への処理委託量	
	⑬認定熱回収業者への処理委託量	
	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
【目標】(令和4年度)		

燃えやすい廃油 引火性廃油	強酸(有害) pH2.0以下の廃酸	PCB等	廃酸 (基準値を超える有害 物質を含みむ)	汚泥(基準値を超 える有害物質を含 む)	廃油(基準値を超 える有害物質を含 む)
91	442	0	0.04	0.00	0
90	452	3	0.05	0.007	0.015

燃えやすい廃油 引火性廃油	強酸(有害) pH2.0以下の廃酸	PCB等	廃酸 (基準値を超える有害 物質を含みむ)	汚泥(基準値を超 える有害物質を含 む)	廃油(基準値を超 える有害物質を含 む)
0	27.3	0	0	0	0
0	37.2	0	0	0	0

燃えやすい廃油 引火性廃油	強酸(有害) pH2.0以下の廃酸	PCB等	廃酸 (基準値を超える有害 物質を含みむ)	汚泥(基準値を超 える有害物質を含 む)	廃油(基準値を超 える有害物質を含 む)
91	415	0	0.04	0.00	0.00
91	415	0	0.04	0.00	0.00
91	415	0	0.04	0.00	0.00
0	0	0	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0.00	0.00	0.00
90	415	3	0.05	0.01	0.01
90	415	3	0.05	0.01	0.01
90	415	3	0.05	0.01	0.01
0	0	0	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0.00	0.00	0.00

(トン)

ph12.5以上の 廃アルカリ	感染性廃棄物	合計
0.29	0	533
0.097	0.027	546

(トン)

ph12.5以上の廃ア ルカリ	感染性廃棄物	合計
0	0	27.3
0	0	37.2

(トン)

ph12.5以上の廃ア ルカリ	感染性廃棄物	合計
0.29	0.00	506
0.29	0.00	506
0.29	0.00	506
0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00
0.10	0.03	509
0.10	0.03	509
0.10	0.00	509
0.00	0.00	0.00
0.00	0.03	0.03